

答申第845号

情 公 第 1990 号

令和8年9月24日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 外郎 藤右衛門 様

神 奈 川 県 情 報 公 開 審 査 会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和7年9月18日付けで諮問された特定システムに関する文書一部非公開の件（その2）（諮問第965号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和6年11月6日付け行政文書公開請求に対し、令和7年6月16日付けで行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表2の項番1－①及び2－①の「非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、令和6年11月6日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、別表1に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、令和6年11月18日付けで、本件公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、条例第10条第5項の規定に基づき、本件公開請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和6年12月23日付けで、相当の部分について別表2の「行政文書名」欄に掲げる行政文書を特定し、別表2の「非公開情報」欄に掲げる情報を非公開とする行政文書一部公開決定（以下「原処分1」という。）を行った。その後、令和7年2月21日付けで、残りの部分について別表3の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下別表2及び別表3の「行政文書名」欄に掲げる行政文書を「本件行政文書」と総称する。）を特定し、別表3の「非公開情報」欄に掲げる情報を非公開とする行政文書一部公開決定（以下「原処分2」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年3月22日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分1の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、令和7年4月24日付けで、原処分1及び原処分2で非公開とした情報の一部を公開する決定（以下「原処分3」という。）を行った後、同年6月16日付けで、原処分3を取り消すとともに原処分3で非公開とした情報の一部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (5) 審査請求人は、令和7年7月2日付けで、本件処分の取消しを求める審査

請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (6) 審査請求人は、令和 7 年 11 月 22 日付けで、前回審査請求を取り下げ、取り下げた前回審査請求の趣旨を本件審査請求に追加する旨の書面を提出した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 条例第 5 条第 1 号該当性について

別表 3 の項番 5－②の分類欄、項目名欄及び項番 5－③の項目名は、具体的なデータを含まず、個人を特定する可能性などないから条例第 5 条第 1 号に該当しない。

(2) 条例第 5 条第 3 号該当性について

別表 2 の項番 3－①及び項番 4－①の協力会社名並びに項番 3－②及び項番 4－②のアルゴリズム名は、いずれも名称にすぎず、明らかに当該情報を開発した法人の業務に関する独自ノウハウに関する情報には当たらないことから条例第 5 条第 3 号に該当しない。

そもそも、国民のプライバシー権等の人権を強く侵害するおそれのある捜査方法について外部団体と契約を締結する際は、情報公開請求を受けた際に情報を公開することについて同意を得ることを契約締結の条件とするべきである。そうでなければ、権利侵害性の強い捜査手法について、必要なチェックがなされないまま研究や実装が進み不当である。

(3) 条例第 5 条第 5 号柱書該当性について

別表 2 の項番 1－②、項番 1－③、項番 2－②、項番 2－③、項番 3－②及び項番 4－②については、条例第 5 条第 5 号で指摘される危険性察知支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは同条第 7 号で考慮し尽くされており同条第 5 号で別個の保護が与えられる余地はない。

別表 3 の項番 5－②及び項番 5－③については、犯罪・交通事故分析共同研究に関する適正な遂行に支障を及ぼすおそれは、抽象的で具体性がなく、同条第 5 号の該当性判断は実質を欠いている。

A I を用いた警察活動の帰結の甚大さを鑑みれば、一般市民がその仕様、性能を知り、警察による使用の状況について調査報道等を通じ必要なコントロールを及ぼすことは、権利侵害を防止し、侵害から生じた損害を回復

する上で不可欠である。

(4) 条例第 5 条第 7 号該当性について

別表 2 の項番 1－①及び項番 2－①並びに別表 3 の項番 5－②及び項番 5－③について、犯罪の予防、捜査及びその他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれは抽象的で具体性を欠く。項番 1－①及び項番 2－①については、実際のデータの内容を含まず、対抗措置の検討を容易にする可能性はない。A I を用いた捜査活動は、個人に関するデータを A I に読み込ませ、新たな機微情報を出力させるなどの行為を通じ、個人のプライバシー権（日本国憲法第 13 条）を侵害する可能性が高い（日本国憲法第 21 条）。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課）の説明要旨

以下、①実施機関が人工知能を活用して犯罪や交通事故の発生日時・場所の予測を行う業務及びその発生を誘発する環境要因を推定して司法又は行政警察活動に資するために行う業務を「発生予測業務」と、②発生予測業務に使用する A I システムを「A I システム」と、③ A I システムを使用した犯罪や交通事故の発生予測の機能を「発生予測機能」と、④実施機関が本件行政文書に係る共同研究を行った犯罪・交通事故分析研究会を「研究会」と、⑤実施機関が研究会と特殊詐欺検挙・抑止対策をテーマとして行った研究を「共同研究」と、⑥実施機関が保有する神奈川県警察情報管理システム、捜査情報総合管理犯歴登録・照会業務システム及び神奈川版コムスタット業務システムの総称を「本件システム等」と、⑦本件システム等に登録しているデータ件数、データ量、データ件数（年間）及びデータ量（年間）の推移を「本件データ件数等情報」と、⑧ A I システム及び本件システム等を活用した発生予測業務を含む業務全般を「危険性察知支援業務」という。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は次のア及びイに掲げる文書である。

ア 別表 2 の「行政文書名」欄に掲げる A I システムの開発・利用に向けた調達費用に係る契約及び仕様内容が記載された行政文書並びに発生予測業務に使用する地図データの使用及び予測手法を示した手順書

イ 別表 3 の「行政文書名」欄に掲げる研究会への共同研究に関するデータ提供の伺い文書

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 別表 3 項番 5－②の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特殊詐欺の認知や阻止時に作成する報告書中の特殊詐欺の全手口の報告項目データのうち、研究会に提供する被害者の住所を除く具体的な被害態様等である。これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、その性質及び内容に鑑みて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 別表 3 項番 5－③の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、実際に発生し認知した特殊詐欺に関わる個別具体的な架電日時、引出し・振込み日時、犯罪手口の認知日及びこれらの情報を特殊詐欺検挙・抑止対策支援ツールにより分析した結果である。これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、その性質及び内容に鑑みて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) 条例第 5 条第 3 号該当性について（別表 2 項番 3－①、項番 3－②、項番 4－①及び項番 4－②の「非公開情報」欄に掲げる情報）

標記情報は、AI システムのデータ表示画面及びソフトウェア情報である。かかる情報は当該ソフトウェアを開発した法人のノウハウに関する情報と認められるため、かかる情報が公開されれば、当該法人の技術上及び営業上の秘密に関する情報が推察され、同業他社に模倣されるなど競争関係において不利益を被るおそれがある。

よって、標記情報は、条例第 5 条第 3 号に該当する。

(4) 条例第 5 条第 5 号柱書該当性について

ア 別表 2 項番 1－②及び項番 2－②の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、実施機関における情報管理システム全体の端末装置、サーバ、ネットワーク等の情報である。これらの情報が公開されれば、犯罪企図者に AI システムでの予測等が困難な犯罪種別を推認されるおそれが

あり、実施機関の効果的な発生予測業務が困難となる。また、ランサムウェア等による端末装置のソフトウェア及びネットワーク機器のセキュリティの脆弱性をついた攻撃が容易となることにより、危険性察知支援業務全体に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記情報は、条例第5条第5号柱書に該当する。

イ 別表2 項番1－③及び項番2－③の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、発生予測に係るアルゴリズム設定機能、予測結果評価機能、地図表示機能、データベース連携機能及び各サーバのソフトウェア等の発生予測の根幹となる情報である。これらの情報が公開されれば、犯罪企図者にAIシステムでの予測等が困難な犯罪種別を推認されるおそれがあり、実施機関の効果的な発生予測業務が困難となる。また、ランサムウェア等によるAIシステムを構成するサーバのソフトウェア及び機器のセキュリティの脆弱性をついた攻撃が容易となることにより、危険性察知支援業務全体に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記情報は、条例第5条第5号柱書に該当する。

ウ 別表2 項番3－②及び項番4－②の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、AIシステムのアルゴリズム及びソフトウェアに関する情報である。これらの情報が公開されれば、犯罪企図者にAIシステムでの予測等が困難な犯罪種別を推認されるおそれがあり、実施機関の効果的な発生予測業務が困難となる。また、ランサムウェア等によるAIシステムを構成するソフトウェアのセキュリティの脆弱性をついた攻撃が容易となることにより、危険性察知支援業務全体に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記情報は、条例第5条第5号柱書に該当する。

エ 別表3 項番5－①の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、研究会による特殊詐欺の被害に係る人的・環境的統計分析等を行うことを目的とした研究に必要なデータの内容及び今後の研究会での研究内容等であり、研究会の研究者自身の研究内容に係る情報を含むものである。これらの情報が公開されれば、研究会の主要な研究手法が競合研究者により類推及び利用され、その結果、実施機関と共同研究に携

わる研究者との信頼関係を損なうおそれがある。同時に、これらの情報が公開されれば、実施機関が今後推進する特殊詐欺検挙・抑止対策への対抗策が講じられ、その結果、特殊詐欺に対する今後の警察活動や特殊詐欺検挙・抑止対策に必要な分析・研究に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記情報は、条例第5条第5号柱書に該当する。

オ 別表3 項番5－②の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特殊詐欺を認知した際や阻止した際に作成する報告書の特殊詐欺に係る全手口の報告項目データのうち特殊詐欺に係る個別具体的な被害態様等及び研究会に提供するデータ例である。これらの情報が公開されれば、研究会の主要な研究手法が競合研究者により類推及び利用され、その結果、実施機関と共同研究に携わる研究者との信頼関係を損なうおそれがある。同時に、これらの情報が公開されれば、実施機関が今後推進する特殊詐欺検挙・抑止対策への対抗策が講じられ、その結果、特殊詐欺に対する今後の警察活動や特殊詐欺検挙・抑止対策に必要な分析・研究に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記情報は、条例第5条第5号柱書に該当する。

カ 別表3 項番5－③の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、実際に発生し認知した特殊詐欺に関わる個別具体的な情報及びこれらの情報を特殊詐欺検挙・抑止対策支援ツールにより分析した結果である。これらの情報が公開されれば、研究会の主要な研究手法が競合研究者により類推及び利用され、その結果、実施機関と共同研究に携わる研究者との信頼関係を損なうおそれがある。同時に、これらの情報が公開されれば、実施機関が今後推進する特殊詐欺検挙・抑止対策への対抗策が講じられ、その結果、特殊詐欺に対する今後の警察活動や特殊詐欺検挙・抑止対策に必要な分析・研究に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記情報は、条例第5条第5号柱書に該当する。

(5) 条例第5条第7号該当性について

ア 別表2 項番1－①及び項番2－①の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は本件データ件数等情報である。本件データ件数等情報が公開されれば、警察活動を通じて取得し主に犯罪捜査に係る業務管理や各

種分析等に使用している本件システム等内のデータの総量や増減等が明らかとなる。そして、犯罪企図者が本件システム等の規模や利用状況の変化等の仕様及び運用といった秘匿性の高い情報を分析することができることになるため、実施機関が保有する犯罪捜査情報の保管や抹消状況から、本件システム等の具体的な利用頻度などといった捜査管理等に係る能力等が類推され犯罪発覚を逃れるための活動等に活用されるおそれがある。その結果、犯罪の証拠隠滅を助長するなど、被疑者の検挙が困難となることから、犯罪の予防、捜査及びその他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記情報は、条例第5条第7号に該当する。

イ 別表3 項番5－②の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特殊詐欺の捜査の過程で判明した被害内容である。この情報が公開されれば、特殊詐欺を行った者に捜査状況を把握されたり、同犯罪を企図する者に捜査が及ばない範囲を推測されたりすることとなって、罪証隠滅や手口の巧妙化等の対抗措置が図られることにより特殊詐欺の被害防止及び捜査が困難となり、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記情報は、条例第5条第7号に該当する。

ウ 別表3 項番5－③の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特殊詐欺として認知し捜査の過程で判明した犯罪手口ごとの詳細な犯行に係るデータ及びこれらの情報を分析した結果である。これらの情報が公開されれば、特殊詐欺を行った者に捜査状況を把握されたり、同犯罪を企図する者に捜査が及ばない範囲を推測されたりすることとなって、罪証隠滅や手口の巧妙化等の対抗措置を図られることにより特殊詐欺の被害防止及び捜査が困難となり、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記情報は、条例第5条第7号に該当する。

5 審査会の判断理由

本件審査請求は、別表2及び別表3の「行政文書名」欄に掲げる行政文書

について、各表の項番 1－①から項番 5－③までの各項番に掲げる非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求めるものである。そこで、本件非公開情報に係る処分の妥当性について、以下検討する。

(1) 項番 1－①及び項番 2－①に掲げる非公開情報について

当審査会が確認したところ、標記情報は、犯罪捜査や各種分析に使用する本件システム等において活用しているデータの総件数及びデータ容量であることが認められる。

この点、実施機関は、標記情報が条例第 5 条第 7 号に規定する犯罪の予防等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

しかし、標記情報は、本件システム等に登録された数値情報にすぎず、これを公開することにより、犯罪の予防、捜査及びその他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難い。

よって、標記情報を公開しても、条例第 5 条第 7 号に規定する「犯罪の予防、捜査及びその他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があるとは認められないため、実施機関は標記情報を公開すべきである。

(2) 項番 1－②及び項番 2－②に掲げる非公開情報について

当審査会が確認したところ、標記情報は、実施機関の発生予測業務に使用する神奈川県警察情報管理システムを稼働するための端末装置及びネットワーク環境に関する情報であることが認められる。

この点、実施機関は、標記情報が条例第 5 条第 5 号柱書に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、かかる情報は発生予測機能の性能や限界を示すことにつながる情報であるところ、これを公開することによりセキュリティの脆弱性をついた悪意のある外部からのウイルス攻撃により、情報漏えいや不正アクセスにつながり、システム障害が発生することにより、危険性察知支援業務に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いため、実施機関が標記情報を条例第 5 条第 5 号柱書に規定する事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(3) 項番 1－③及び項番 2－③に掲げる非公開情報について

当審査会が確認したところ、標記情報は、実施機関のＡＩシステム開発において、発生予測機能を稼働するための情報システムやソフトウェアが行うべき具体的な要求事項に関する情報であることが認められる。

この点、実施機関は、標記情報が条例第５条第５号柱書に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、かかる情報は発生予測機能の性能や限界を示すことにつながる情報であるところ、これを公開することによりセキュリティの脆弱性をついた悪意のある外部からのウイルス攻撃により、情報漏えいや不正アクセスにつながり、システム障害が発生することにより、危険性察知支援業務に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いため、実施機関が標記情報を条例第５条第５号柱書に規定する事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(4) 項番３－①及び項番４－①に掲げる非公開情報について

当審査会が確認したところ、標記情報は、ＡＩシステムのデータの具体的な表示画面の分析作業を行うための画面構成、データの読み込みから分析結果までの構築プロセス、使用手順等の情報であることが認められる。

この点、実施機関は、標記情報が条例第５条第３号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、かかる情報は実施機関が契約したＡＩシステムの開発業者が協力会社と独自に開発したＡＩシステム構築の詳細な内容であるところ、かかる情報が公開されれば、ＡＩシステム開発業者に協力した企業及び共同で開発した独自の技術が明らかとなり予測手法が模倣されるおそれにつながる事となる。よって、ＡＩシステム開発業者及び協力会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いため、実施機関が標記情報を条例第５条第３号に規定する法人等に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(5) 項番３－②及び項番４－②に掲げる非公開情報について

当審査会が確認したところ、標記情報は、ＡＩシステムを利用したデータの分析作業における予測の精度が高いアルゴリズムであることが認められる。

この点、実施機関は、標記情報が条例第5条第3号及び同条第5号柱書に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、かかる情報は実施機関が契約したAIシステム開発業者が協力会社と独自に開発したAIシステム構築の詳細な内容であるところ、かかる情報が公開されれば、AIシステム開発業者と協力会社が開発した独自の技術が明らかとなり予測手法が模倣されるおそれにつながる事となる。よって、AIシステム開発業者及び協力会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いため、条例第5条第5号柱書該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を条例第5条第3号に規定する法人等に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(6) 項番5－①に掲げる非公開情報について

当審査会が確認したところ、標記情報は、実施機関が研究会との共同研究において、特殊詐欺の被害に係る人的・環境的統計分析等を行うことを目的とした研究に必要な実施機関から研究会に提供するデータ内容、今後の研究会での具体的な研究内容等であることが認められる。

この点、実施機関は、標記情報が公開されることで、犯罪企図者に実施機関が今後推進する特殊詐欺検挙・抑止対策を推測し共同研究を参考とした対抗策が講じられることで、本来の目的である特殊詐欺検挙・抑止対策の実現に必要な分析及び研究をなし得ないことにつながるなどとして、条例第5条第5号柱書に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報が公開されれば、実施機関が特殊詐欺対策について何に着目しているか、どのような対策を講じようとしているかが明らかとなり、特殊詐欺犯罪を企図する者等にとって有益な情報となり得るため、手口の巧妙化等の事件の発覚を逃れるための対抗措置を講ずるために利用され、特殊詐欺の被害防止及び捜査が困難となり、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれにつながると認められる。よって、標記情報は条例第5条第7号に規定する犯罪の予防等に関する情報に該当すると認められる。

実施機関は条例第5条第5号柱書該当性を理由に非公開としているものの、特殊詐欺検挙・抑止対策の実現に支障が生じるとして、犯罪の予防、捜査等に支障

が生じる旨の条例第5条第7号該当と同旨の説明もしていることから、実施機関が非公開としたことは結論において妥当である。

(7) 項番5－②及び項番5－③に掲げる非公開情報について

当審査会が確認したところ、標記情報は、特殊詐欺の被害内容、犯罪手口に関するデータ及びこれらの情報を分析した結果であり、特殊詐欺事件捜査の過程で判明した捜査内容であることが認められる。

この点、実施機関は、標記情報が条例第5条第1号、第5号柱書及び第7号に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、かかる情報が公開されれば、特殊詐欺犯罪を敢行した者らに警察の特殊詐欺被害の認知や捜査の経過等が明らかとなり、更には同種の犯罪企図者に捜査が及ばない範囲を推測され、罪証隠滅や手口の巧妙化等の事件の発覚を逃れるための対抗措置を講ずるために利用され、特殊詐欺の被害防止及び捜査が困難となり、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は否定し難い。よって、条例第5条第1号及び第5号柱書該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を条例第5条第7号に規定する犯罪の予防等に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

6 附言

当審査会が本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、公開することができない理由として、条例第5条第1号、同条第3号、同条第5号柱書又は同条第7号該当と記載されているが、その内容については、条例の文言が引用されているにすぎず、各号に該当すると判断した具体的な理由が示されているとは認め難いものとなっている。

条例第10条第3項は、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき（略）は、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定している。その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えることにある。かかる趣旨を踏まえれば、単に非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求

者が条例所定の非公開理由のどれに該当するのかとその根拠を当然に知り得るような場合は別として、条例第 10 条第 3 項の求める理由付記としては不十分なものというべきである。（「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」）。

そのため、今後、実施機関が行政文書公開請求に対して全部又は一部の非公開決定を行うにあたっては、条例第 10 条第 3 項の上記趣旨を実現するに足りる理由を付記するようここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

司法又は行政警察活動のための A I システム (注 1) (但し顔識別システムを除く) の開発及び利用 (注 2) にかかる、以下①ないし⑥のいずれかに該当する文書全て

- ① 同技術の開発又は配備に関する決定並びにその理由及び背景を説明する文書 (注 3)
- ② 同技術の利用に関するルール (注 4) を記載した運用基準、指針及び手順書などの文書 (実証実験の対象事業選定に適用されるルールを含む)
- ③ 同技術の利用について作成された記録 (注 5)
- ④ 同技術に関する実証実験の結果を記載した文書 (注 6)
- ⑤ 同技術の利用に対する事後監査の対象、手続き及び結果を記載した文書
- ⑥ 同技術の (i) 調達費用にかかる予算請求 (注 7) の詳細を記載した文書、(ii) 仕様書 (注 8) 及び (iii) 調達契約書等の調達の詳細を記載した文書 (注 9)

注 1: 「A I システム」とは、A I モデルを含む、「活用の過程を通じて様々なレベルの自律性をもって動作し学習する機能を有するソフトウェアを要素として含むシステム」をいい、例えば以下のものを含むがこれらに限られない (総務省、経済産業省「A I 事業者ガイドライン第 1.0 版」第一部参照)。

ア SNS の分析 (例えば、2021 年 5 月 30 日 日経新聞「SNS 解析システム導入へ A I 捜査で人物相関図作成」に記載のある捜査システム、令和 4 年度版警察白書 14 頁「A I を活用した SNS における規制薬物に関する情報等の探索・分析に係る実証実験」に記載のある仕組み)

イ 令和 4 年度版警察白書 13 頁「A I を活用した疑わしい取引に関する情報の分析に係る実証実験」に記載のある仕組み

ウ 令和 4 年度版警察白書 13 頁に記載のある「A I を活用した車種判別に係る実証実験」に記載のある仕組み

エ 2016 年 2 月 11 日日経新聞記事「犯罪場所の予測システム導入へ 京都府警、全国初」または 2018 年 2 月 8 日神奈川新聞記事「事件や事故、A I で予測 全国初、県警がシステム開発へ」に犯罪予測システムとして記載されるシステム

オ 2019 年 9 月 4 日日経新聞記事「『A I 刑事』誕生する? 警察庁が実証実験」に記載される、「不審者・不審物の抽出」を行うシステム

カ 2022 年 8 月 30 日日経新聞記事「要人警護にドローン・3 D 分析 警察庁、関連予算 20 倍超」において警察庁が実証実験を行うとする「人工知能 (A I) を使って現場のカメラ映像から武器を取り出すような不審な動きを察知するシステム」

キ 2023年7月7日日経新聞記事「要人襲撃の検知にA I活用 画像解析、警察庁が実証へ」に記載のある画像解析システム

ク 2023年9月29日NHK記事「警察庁のサイバーパトロールにA I活用した新システム導入」に記載のある「インターネットやSNSに無数に存在する情報や書き込みのうち、犯罪につながるリスクが高いものをA Iが自動的に抽出する新たなシステム」

ケ 福岡県令和4年度当初予算の編成概要に記載される「捜査情報の自動分析システム」

注2：「利用」とは、A Iシステムの運用のみならず、学習や、実証実験等の実験的な利用を含み、下記を含む複数の段階からなる一連の行為の全部または一部を指す。

ア A Iシステムに入力するためのデータの取得。なお、本書において「入力」とは、一定の出力結果を入手する目的での入力に加え、A Iシステムの学習目的での入力を含む。

イ データのA Iシステムへの入力

ウ 出力された情報の記録及び使用（使用は下記(1)と(2)を含むがこれに限られない）

(1) A Iシステムの利用の当初目的のための使用

(2) (1)を超えた使用。例えば、出力された情報の他のデータベース（警察総合捜査情報システムや情報分析支援システム（C I S－C A T S等））への接続等の二次利用、又は第三者提供（国内外の法執行機関を含むがこれに限られない）

エ A Iシステムに入力した、あるいはA Iシステムから出力された情報の破棄

注3：例えば、2019年3月付けの「調査報告書：産学官連携による人工知能を活用した犯罪・交通事故発生予測技法の調査研究本文と別紙」のような文書を含むが、当該文書はすでに開示されているため請求対象外とする。

注4：「ルール」は、例えば以下のいずれかの事項を規定するものを含むがこれらに限られない。

ア A I システムを利用する部門における体制整備の義務付け（体制には以下の要素を含むがこれらに限られない）、それを満たさない場合の利用の禁止

(1) A I システムの利用が生じさせるあるいは寄与しうる法的及び社会的リスク並びに警察組織の理念及び信頼の毀損に関する継続的な調査及び分析並びに当該リスクに対する効果的な対策の実施と継続的な見直し。社会的リスクには、民主主義、人権、法の支配への悪影響を含む。

(2) 権限濫用の効果的防止策（以下のものを含むがこれらに限られない）の実施と継続的な見直し

a. A I システムの全部又は一部を利用できる者の範囲の限定、一定の能力や資格の要求

b. A I システムの全部又は一部を利用できる者への教育実施

c. A I システムの利用にかかる記録の作成と保管

d. A I システムの利用の事後監査

e. A I システムの利用がルールに違反した形で行われたこと及びA I システム又はA I システムから出力された情報が外部から不正アクセスされたことが判明した場合の調査実施、影響を受けた者への事後通知及び責任を負うべき者の懲戒処分を含めた是正措置の実施

f. 内部通報制度と調査実施

(3) A I システムの全部又は一部への外部からの不正アクセスの効果的な防止策の実施と継続的な見直し

イ 入力に関する事項（例えば以下を含むがこれらに限られない）

(1) A I システムに入力しうるデータについて、その範囲と備えるべき質

(2) データの匿名化処理

ウ A I システムから一定の出力を得る場合に事前に満たすことが求められる要件（例えば以下を含むがこれらに限られない）と、これを満たさない場合の利用の禁止

(1) 利用目的、目的達成の必要性及び必要性に照らした相当性等の実体的要件

(2) 実体的要件を満たすことを示す書類の作成、稟議、及び承認等の手続要件

オ A I システムからの出力情報の利用に関する事項（例えば、使用について、自然人による判断や監督等の一定の条件や制限を設け、それ以外の使用を禁じ

るものを含むがこれに限られない)

カ AIシステムへ入力された情報及びAIシステムから出力された情報の破棄に関する事項(例えば破棄の時期と方法、削除請求があった場合の対応方針を定めるものを含むがこれに限られない)

キ AIシステムによる、異なる性別・ジェンダー・性的指向・年齢・障がいの有無及び程度・人種・肌の色・民族的及び社会的出自・国籍・宗教・信条等に紐づく、バイアスまたは既存の構造的権力関係を維持強化するような出力結果について、(i)その使用を効果的に防止するための措置に関する事項並びに(ii)AIシステムがそのような出力をそもそも行わないようにするための措置に関する事項

ク AIシステムの利用により権利または利益の侵害を受けた者の損害回復のための方策に関する事項(事後的な法的責任追及のためのAIシステムの利用にかかる記録の保管を含むがこれに限られない)

ケ AIシステムの利用に関する、市民社会、研究者等とのステークホルダー・エンゲージメントに関する事項

注5: AIシステムの「利用」の各段階(注2参照)における行為の実施について作成された記録を意味する。例えば、実施年月日、実施主体、実施された行為の詳細、実施の理由及び背景等を含むがこれらに限られない。

注6: 注1に記載されるAIシステムに関する実証実験を含むが、これに限られない。

注7: 2019年3月付けの「調査報告書:産学官連携による人工知能を活用した犯罪・交通事故発生予測技法の調査研究本文と別紙」の63頁に記載のある、平成30年度当初予算に調査研究費として計上されたとする「AI活用型犯罪等発生予測システム推進費」にかかる予算請求を含むがこれに限られない。

注8: 注7の調査報告書の63頁に記載のある、神奈川県警察と『株式会社日立製作所横浜支店』との間で平成30年7月4日に締結された「産学官連携による人工知能を活用した犯罪・交通事故発生予測技法の調査研究」にかかる業務委託契約書に

関連する仕様書を含むがこれに限られない。

注 9：注 8 記載の業務委託契約書を含むがこれに限られない。

別表 2					
行政文書名		項番	非公開情報	非公開理由	理由
—	契約書（契約件名 産学官連携による人工知能を活用した犯罪・交通事故発生予測技法の調査研究業務委託）		契約書の受注者欄に押印された社印及び代表者印並びに裏表紙に押印された代表者印	神奈川県情報公開条例第5条第3号該当	公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
			仕様書番号10(2)の往路・復路欄	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
A	契約書（契約の件名 コムスタットサーバの賃貸借及び保守）	1-①	別添の別紙2の1(2)のデータ件数欄、データ量欄、データ件数（年間）欄及びデータ量の推移（年間）欄	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	犯罪の予防、捜査及びその他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
		1-②	別添の別紙4の2 端末装置及び4 ネットワーク環境	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	危険性察知支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		1-③	別添の別紙7の1及び2の機能要件欄		
			別紙9の仕様の内容		
B	契約書（契約の件名 危険性察知支援探索・分析エンジンの改修業務の委託）	2-①	別添の別紙2の1(2)のデータ件数欄、データ量欄、データ件数（年間）欄及びデータ量の推移（年間）欄	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	犯罪の予防、捜査及びその他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
		2-②	別添の別紙4の2 端末装置及び4 ネットワーク環境	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	危険性察知支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		2-③	別添の別紙7の1及び2の機能要件欄		
			別紙9の仕様の内容		
C	神奈川県警様データ準備手順書	3-①	協力会社名 手順書に記載された内容	神奈川県情報公開条例第5条第3号該当	公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		3-②	文書名2行目及び手順書P31に記載されたアルゴリズム名	神奈川県情報公開条例第5条第3号及び第5号柱書	公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び危険性察知支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
D	手順書（2020年9月11日付けのもの）	4-①	協力会社名 手順書に記載された内容	神奈川県情報公開条例第5条第3号該当	公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		4-②	文書名2行目に記載されたアルゴリズム名	神奈川県情報公開条例第5条第3号及び第5号柱書	公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び危険性察知支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別表 3					
	行政文書名	項番	非公開情報	非公開理由	理由
一	起案文書（件名 AI 活用型犯罪・交通事故発生予測業務の試験運用実施に係る本部長通達の調整会議付議及び同通達の発出について、令和2年11月26日起案）		別添会議資料の5予測地図	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
			別添案の警電番号	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
一	起案文書（件名 AI 活用型犯罪・交通事故発生予測業務の運用に係る本部長通達の総合調整会議付議及び同通達の発出について、令和3年2月8日起案）		決裁欄の警部補以下の階級にある警察官の印影顔画像	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			総合調整会議資料の6予測地図	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
			別添案の警電番号	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
一	起案文書（件名 AI 活用型犯罪・交通事故発生予測業務の実施要領運用に係る生活安全部長通達の発出について（伺い）、令和3年4月6日起案）		別添の警電番号	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
一	起案文書（件名 「神奈川県警察情報管理システムによるAI活用型犯罪・交通事故発生予測業務実施要綱の運用について（通達）」に係る総合調整会議付議及び発出について（伺い）、令和4年2月14日起案）		起案者欄及び別添の警電番号	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
			別添総合調整会議資料の4予測地図	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
一	地域安全活動管理（座間警察署、作成日令和6年10月31日）		担当者欄の警部補以下の階級にある警察官の氏名	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			警電番号欄	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
一	地域安全活動管理（田浦警察署、作成日令和6年10月30日）		担当者欄の警部補以下の階級にある警察官の氏名 別添活用事例報告書の連絡先欄及び備考欄の警部補以下の階級にある警察官の氏名	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			警電番号欄 別添活用事例報告書の連絡先欄の警電	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
			実施場所欄 別添活用事例報告書の概要欄の内容 別添A1だよりの予測マップ	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

—	生活安全だより第38号 (令和4年6月)		決裁欄の警部補以下の 階級にある警察官の印影 顔画像	神奈川県情 報公開条例第 5条第1号該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			警電番号	神奈川県情 報公開条例第 5条第5号柱 書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
—	問題解決に重点を置いた 特殊詐欺検挙・抑止対策に 係る共同研究について（伺 い）、令和5年10月25日付 け		決裁欄の警部補以下の 階級の相当職にある警察 職員の印影	神奈川県情 報公開条例第 5条第1号該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			4(4)オ、5(1)及び(2) 別添資料の次第の8	神奈川県情 報公開条例第 5条第5号柱 書該当	犯罪・交通事故分析共同研究に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			4(2) 別添資料の次第の場所	神奈川県情 報公開条例第 5条第7号該 当	公開することにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報と認められるため。
—	第1回「問題解決に重点 を置いた特殊詐欺検挙・抑 止対策に係る共同研究会 合」の結果について（報 告）、令和5年11月9日付 け		1(1)、(2)、(4)及び5 (3) 別添資料3のP6、P8、 P10、P12からP15、P18か らP20、P22からP24、 P27、P29からP32、P34、 P36及びP44	神奈川県情 報公開条例第 5条第5号柱 書該当	犯罪・交通事故分析共同研究に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			3の場所	神奈川県情 報公開条例第 5条第7号該 当	公開することにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報と認められるため。
			別添資料3のP11の顔画 像	神奈川県情 報公開条例第 5条第1号該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
E	犯罪・交通事故分析に関 する共同研究協定に基づく 特殊詐欺に係るデータの提 供について（伺い）、令和 5年11月28日付け	5- ①	1(1)、2及び3(1)	神奈川県情 報公開条例第 5条第5号柱 書該当	犯罪・交通事故分析共同研究に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			別添1の実際のデータ 欄の被害者関係欄	神奈川県情 報公開条例第 5条第1号該 当	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
		5- ②	別添1の分類欄、項目 名欄、実際のデータ例欄 及び提供用に秘匿化後欄	神奈川県情 報公開条例第 5条第1号、 第5号柱書及 び第7号該当	個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、第1号ただし書のいずれにも該当せず、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとともに犯罪・交通事故分析共同研究に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
		5- ③	別添2の項目名の一部 及びデータ一覧の数値		

—	第2回「問題解決に重点を置いた特殊詐欺検挙・抑止対策に係る共同研究会合」の結果について（報告）、令和6年2月28日付け		4(2)から(5)及び5(2)	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	犯罪・交通事故分析共同研究に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			別添の次第の5及びタイムスケジュールの5		
			別添資料「特殊詐欺ツール分析経過報告」の内容		
			別添資料「第2回問題解決に重点を置いた特殊詐欺検挙・抑止対策に係る共同研究会合」のP2の下段、P3の下段、P4、P5の上段、P6の上段及びP7～P16の上段		
—			2の場所 別添資料の次第の場所 別添資料「第2回問題解決に重点を置いた特殊詐欺検挙・抑止対策に係る共同研究会合」のP1の下段	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報と認められるため。
			別添資料「第2回問題解決に重点を置いた特殊詐欺検挙・抑止対策に係る共同研究会合」のP2の上段及びP3の上段	神奈川県情報公開条例第5条第1号及び7号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、第1号ただし書のいずれにも該当せず、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
—	第4回「問題解決に重点を置いた特殊詐欺検挙・抑止対策に係る共同研究会合」の結果について（報告）、令和6年9月5日付け		4(3) 別添2及び別添3の内容	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	犯罪・交通事故分析共同研究に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
—	起案文書（件名 特殊詐欺検挙・抑止対策支援ツールを活用した特殊詐欺対策の試行について、令和5年8月17日起案）		起案者欄の警電番号 別添案の警電番号 別添実施要領の報告等欄のメールアドレス	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
			別添実施要領のツール概要欄、活用方法欄及び報告等欄 別記様式1の【アンケート対象】の説明、2から5及び9の設問 別記様式1の6から8の(1)及び(2)	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	特殊詐欺対策試行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			別記様式1の3及び5の選択肢 別記様式1の6から8の設問	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
—	起案文書（件名 特殊詐欺対策に資する特殊詐欺検挙・抑止対策支援ツールの効果的な活用について、令和6年2月29日起案）		起案伺い文 別添案の内容	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	特殊詐欺対策試行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			起案者欄の警電番号 別添案の警電番号及びメールアドレス	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
			別添案4(1)ア1行目	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

—	特殊詐欺対策に資する特殊詐欺検挙・抑止対策支援ツールの効果的な活用について（連絡）、令和6年4月10日付け		頭書、本文1及び2の内容 別添手順書P1、P2及びP5からP11の内容	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	特殊詐欺対策業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			警電番号及びメールアドレス 別添手順書P8留意事項のメールアドレス	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
			本文4(1)アの1行目	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
—	起案文書（件名 特殊詐欺対策に資する特殊詐欺検挙・抑止対策支援ツールの更新及び効果的な活用について、令和6年10月16日起案）		起案伺い文 別添案頭書及び本文1から3の内容 別添手順書P1、P2及びP5からP11の内容	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	特殊詐欺対策試行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			起案者欄の警電番号 別添案の警電番号及びメールアドレス 別添手順書P8留意事項のメールアドレス	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
			別添案5(1)ア1行目	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
—	特殊詐欺対策に資する特殊詐欺検挙・抑止対策支援ツールの更新及び効果的な活用の継続について（連絡）令和6年10月29日付け		頭書、本文1から3の内容 別添手順書P1、P2及びP5からP11の内容	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	特殊詐欺対策業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			警電番号及びメールアドレス 別添手順書P8留意事項のメールアドレス	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
			本文5(1)ア1行目	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
—	生活安全だより第17号（令和6年10月29日）		決裁欄の警部補以下の階級の相当職にある警察職員の印影	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			伺い文末尾の警電番号	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。
			別添執務資料の内容	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	特殊詐欺対策試行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
—	資料（藤沢警察署におけるA I活用型犯罪等発生予測システム効果検証の途中評価について、令和5年3月30日付け）				
—	A I効果検証活動結果の警察大学校への説明結果について（報告）、令和5年4月11日付け		4(1)の警部補以下の階級にある警察官の氏名 4(2)の氏名	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			別添1資料の予測マップ	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

—	資料（大和警察署におけるA I 活用型犯罪等発生予測システム効果検証の途中評価について、令和5年5月9日付け）				
—	大和警察署におけるA I 効果検証活動結果の警察大学校への説明結果等について（報告）、令和5年5月17日付け	3 (1) の警部補以下の階級にある警察官の氏名 3 (2) の氏名	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。	
		別添1資料の2 (3)	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	
—	生活安全だより第11号（令和5年10月）	別添執務資料の内容	神奈川県情報公開条例第5条第7号該当	公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	
		警電番号	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	
—	110番通報予測ツール（仮称）の運用に係る継続的支援について（依頼）、令和6年10月10日付け	決裁欄の警部補以下の階級の相当職ある警察職員の印影	神奈川県情報公開条例第5条第1号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。	
		警電番号	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	
—	資料（A I を活用した110番受理件数予測ツールについて、令和6年9月）	伺い文末尾の警電番号	神奈川県情報公開条例第5条第5号柱書該当	通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。	
—	・生活安全総務課令和2年度所要額の概要 ・節別内訳書（2）（当初） ・事業要求資料 ・人工知能（A I ）を活用した犯罪・交通事故発生予測システムの概要				
—	（令和3年度のもの） ・節別内訳書（2）（当初） ・事業要求資料				
—	（令和4年度のもの） ・節別内訳書（2）（当初） ・事業要求資料				
—	（令和5年度のもの） ・節別内訳書（2）（当初） ・事業要求資料				
—	（令和6年度のもの） ・節別内訳書（2）（当初） ・E B P M確認シート				
—	（令和7年度のもの） ・節別内訳書（2）（当初） ・事業要求資料				

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 9 月 18 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 4 月 23 日 (第267回第一部会)	○ 審議
令和 8 年 5 月 28 日 (第268回第一部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 大 学 院 教 授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	

（令和８年９月24日現在）（五十音順）